

理由・命令執勤の場合現行制度による制限は甚だ不公平なるを以て、今後命令執勤者に対しては従て現行の里程制限を撤廃し、十八所以内の居住者に対しても同様手当を支給せられたし。

四

御大典並に市奉祝日出勤者に対し奉祝手当十割増支給せられたし。
理由・今秋行はるる御大典は、國民が奉げて歌ケンなる祝意を表する國民日である。吾々従業員はかゝる意義ある祝祭日にも不均其の職務の使命上益々雑踏の中に堪え得ざる勞苦を強いられてゐる。官業に従事する従業員は御即位式当日の十一月十日、大嘗祭当日の十四日、大饗宴第一日の十六日、三日間を休業して日給全額支給を既に決定した。電氣局に於ても当然此の三日間に対しては、四大節と同様十割増を支給せられたし。尚東京市主催ノ奉祝日に対しても出勤者に対し、三日間奉祝手当として十割増を支給せられたし。

五、井上一正を即時復職せられたし。

理由・井上一正の辞職は当局の強要によることは明である。然し辞職勧告の理由は極めて薄弱たるものなり、かくては一般従業員も非常なる不安

の下に勤務をせなくてはならない。宜しく井上一正を即時復職せられたし。

六、忌引給與規定を改正せられたし。

イ、死産の場合一日を三日と改正せられたし。

ロ、一等親の死亡したる場合忌引を市吏員と同様にせられたし。

七、点呼召集の休暇に対し賞與一割増を控除せざることにせられたし。

八、除隊者を復職させられたし。

理由・現在電氣局にあっては國家のため入營する場合現職を辞任することになつてゐる。帰隊除隊後も復職せしめざるは當を得ざるものにして車庫に工場に其の他各課に、人員の欠員を來しつゝある時速に除隊者を復職せしめられたし。

九、罹災給を全額支給せられたし。

運輸に関する件

一、勤務時間に関する件